

## 規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年九月二十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十三号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項第一号中「準住居地域」の下に「、田園住居地域」を加える。

別表第十二第二号の表の備考一イ(1)中「又は第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域」に改める。

別表第十三第二号の表の備考一イ(1)及び別表第十四第二号の表の備考一イ(1)中「又は準住居地域」を「、準住居地域又は田園住居地域」に改める。

別表第十五第一号中「川口市、」を削り、同号ロ中「、川口市江戸三丁目、江戸袋二丁目及び本蓮四丁目」を削る。

別表第十六中「川口市、」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。